

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 10 号

### 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和 34 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「72 条の 4」を「72 条の 5」に、「、その他」を「、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第 16 条の 6 中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

第 16 条の 6 の 12 中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 16 条の 12 中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

第 20 条第 1 項中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同項第 2 号中「245,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 3 号中「450,000 円」を「470,000 円」に改め、同条第 3 項中「510,000 円」を「520,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同条第 4 項中「510,000 円」を「520,000 円」に、「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

附則第 6 条を削り、附則第 7 条を附則第 6 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。